

## 中部運輸局自動車交通部

令和3年5月20日 14時00分発表

## 連絡先：

中部運輸局 自動車交通部  
自動車監査官 藪田、片岡  
TEL 052-952-8082  
中部運輸局 静岡運輸支局  
輸送・監査担当 風岡、川田  
TEL 054-261-1191

同時発表：静岡県政記者クラブ

## 乗合バス事業者を文書警告処分

中部運輸局は、下記事業者に対し文書警告処分を行いましたのでお知らせします。

## 記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者名：伊豆箱根バス株式会社  
住 所：静岡県三島市大場300番地  
営 業 所：三島バス営業所（静岡県三島市多呂56番地の1）

2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和3年5月20日  
処分内容：文書警告

3. 監査端緒

令和2年12月14日、三島駅午前10時20分発（旧道経由）沼津駅行きバスを運行中に乗務員が私用でスマートフォンを操作した旨の報告を受け、当該事業者の三島バス営業所に対し、監査を実施した結果、記4のとおり違反事実を確認。

4. 監査結果（法令違反内容及び違反条項）

監査の結果、以下の法令違反を確認。

- ①主として運行する路線の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。  
（道路運送法第27条第3項）  
（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数	0点
当該事業者の累積違反点数	0点